

# 災害対策用貨物自動車供給に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と、社団法人東京トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）とは、次の条項により、多摩市地域防災計画に基づき災害応急活動に必要な一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）の供給協定を締結する。

（事業用自動車の供給）

第1条 甲は、乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して事業用自動車の供給を要請する。

2 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対する事業用自動車の提供を拒んではならない。

（事業用自動車の供給手続）

第2条 甲は、乙から事業用自動車の供給を受けたときは、事後、速やかに雇上車使用認票を乙に交付するものとする。

（運賃等）

第3条 甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金は、平成6年2月15日自貨第11号通達に基づき公示された範囲内の運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃率の運賃に10パーセントに相当する額を加算することとし、4時間制を特約しない場合は8時間制によるものとする。深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取扱いとする。

2 前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃とし、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。

3 第1項の公示された範囲内の運賃及び料金に変更されたときは、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。

4 車庫待ち料金等公示された運賃及び料金に定めのない事項については、別紙「災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について」によるものとする。

（運賃等の支払）

第4条 乙は、甲の交付した雇上車使用認票を、とりまとめて甲に提出し、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下同じ。）を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、運賃及び料金並びに実費負担額を支払わなければならない。

(事故等)

第5条 乙の供給した事業用自動車に故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第6条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責めに帰する理由により、事業用自動車の使用者(同伴者を含む。)及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、その責めに帰する理由により、使用中の事業用自動車を損傷し、又は、滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

(災害補償)

第8条 甲は、使用中の事業用自動車の運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定の例によりその損害を補償する。ただし、当該運転者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成9年8月1日から平成10年7月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし以後この例による。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年8月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
東京都多摩市  
市長 臼井千秋



乙 東京都国立市北3-27-11  
社団法人 東京都下ラック協会  
多摩支部  
支部長 山本英司

